

## 「福岡市姉妹都市ビジネスコミュニティ」運営要綱

### (名称)

第1条 本組織の名称は、「福岡市姉妹都市ビジネスコミュニティ」（以下「本コミュニティ」という。）とする。

### (目的)

第2条 本コミュニティは、福岡市と中国・広州市、フランス・ボルドー市、ミャンマー・ヤンゴン市との姉妹都市交流を活用しながら、企業のビジネス機会の創出を図り、福岡の経済活性化等に寄与することを目的とする。

### (機能及び活動内容)

第3条 本コミュニティの担う機能は、企業への情報発信・姉妹都市の行政機関等との調整機能とし、福岡市は具体的な取組みとして、以下に掲げる活動を行う。

- (1) ビジネスセミナーや交流会の開催及びメール等による情報発信
- (2) 福岡市が参加する姉妹都市現地での経済イベント等におけるマッチング支援
- (3) その他前条に定める目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第4条 本コミュニティは、福岡市、第2条に定める目的に賛同する企業等（以下「会員」という。）及び協力団体をもって組織する。

### (登録及び退会)

第5条 本コミュニティへの登録を希望する企業等は、登録申込書（様式第1号）を事務局に提出し、登録を受けなければならない。

2 会員は、退会届（様式第2号）を事務局に提出し、任意に退会することができる。

### (会員の登録要件)

第6条 前条第1項の登録を受けるためには、次の各号に掲げるすべてに該当しなければならない。

- (1) 日本国内で登記されていること。
- (2) 福岡市内に活動拠点を有すること、又は主に九州圏内に活動拠点を有し、貿易等を通じて福岡の経済活性化等に貢献できると認められる事業を行っていること
- (3) 海外ビジネス展開への意向を有すること
- (4) 福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は団体に該当しないこと

### (マッチング支援依頼)

第7条 会員は福岡市に対して、第3条第2号に掲げるマッチング支援を求めることができる。この場合において、当該支援を求める会員は、マッチング支援依頼書（様式第3号）を事務局に提出しなければならない。

(マッチング支援依頼への回答)

第8条 福岡市は、前条の依頼書の提出を受けた場合、次に掲げる項目を総合的に勘案し、福岡市の協力の可否を決定し、会員に対して、その結果を回答書(様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 依頼内容が、第2条に定める目的の達成に寄与するものであること。
- (2) 当該案件又は当該案件に関連した将来的な展開の内容が、企業のビジネスチャンスに繋がる可能性を有すると認められること。
- (3) 当該案件に対する福岡市の協力体制が十分に確立できる内容であること。
- (4) その他当該案件に福岡市が協力することに十分な意義が見出せる内容であること。

(会員の優先取扱い)

第9条 福岡市は、第3条各号に掲げる活動において、次の各号に定める会員を優先的に取り扱う場合がある。

- (1) 福岡市内に登記上の本店を有する企業
- (2) 福岡市内に活動拠点を有する企業
- 2 前項に定める優先取扱いにおいては、同項第1号の会員は同項第2号の会員に優先するものとする。

(事業に関するアンケート)

第10条 福岡市は会員に対して、本コミュニティの活動や会員の事業についてのアンケートの提出を求めることができる。

(事務局)

第11条 本コミュニティの事務局は、福岡市経済観光文化局国際経済・コンテンツ部海外ビジネス支援課に置く。

2 本コミュニティの運営にあたり必要な姉妹都市の行政機関等との調整は、事務局と福岡市総務企画局国際部国際交流課が連携して行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本コミュニティに関し必要な事項は、福岡市が別途定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。